

山都町教育大綱



(令和8年3月)

山 都 町

目 次

第1章 大綱の改定について

- 1 改定の趣旨と位置づけ
- 2 計画期間
- 3 改定にあたっての考え方

第2章 山都町の教育

- 1 教育の目標
- 2 実現のための教育基本施策

第1章 大綱の改定について

1 改定の趣旨と位置付け

山都町教育大綱は、町の上位計画である第2次山都町総合計画における教育分野の施策の実施にあたり、本町の教育に関する総合的な施策の方向性をまとめ、充実した教育の振興に資するために策定しました。計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間でしたが、第2次山都町総合計画の改定が令和7年度に延伸されたことを受け、山都町教育大綱も令和7年度に改定を行います。

2 計画期間

令和8年度から令和15年度までの8年間とします。なお、必要に応じ、内容を見直すこととします。

3 改定にあたっての考え方

大綱は、本町が目指すこれからの教育の基本理念及び取組方針を、第3次山都町総合計画における将来像

～「山の都」の魅力を生かし、みんなで築く誰もが住みたいまち～

に対応する教育施策の方向性を勘案して改定します。

第2章 山都町の教育

1 教育の目標

第3次山都町総合計画の将来像である～「山の都」の魅力を生かし、みんなで築く誰もが住みたいまち～における6つの基本目標のうち、次の基本目標を本大綱における教育の目標とします。

【教育の基本目標】

《共に学び共に育つ》自分らしく暮らせる「山の都」のまちづくり

本町ではこれまで、すべての人が互いを尊重し、成長できる町の実現に向けて、様々な取り組みを進めてきました。個人の価値観やライフスタイルが多様化する昨今において、健やかに成長できる社会環境を整備することは、一人ひとりの自己実現に向けて重要となっていきます。

そのような社会情勢を踏まえ、本町では、地域ぐるみで子育てや多様な教育環境の充実に取り組むとともに、町内における人権意識の向上や男女共同参画の推進、様々な文化的背景を持つ人々への理解促進を進め、すべての人が互いの違いを認め合い、自分らしく暮らしていくことができる基盤づくりを推進します。

(第3次山都町総合計画)

新学習指導要領では、「主体的、対話的で深い学び」の実現、「育成を目指す資質・能力」の明確化、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが明示され、知識の習得だけでなく、活用力や問題解決能力、そして学びに向かう力や人間性を育むことが重視されています。本町がこれまで進めてきた教育行政を踏まえ、情報化やグローバル化、少子高齢化など激しく社会が変化する時代を生き抜くために、子ども一人ひとりが夢や志をもち、地域の人々の協力のもとで困難を乗り越え、本町の未来を担う子どもたちが郷土への愛着と誇りを持ち、未来の作り手となる人づくりを進め、生涯を通して社会で活躍できる人材の育成に取り組めます。

2 実現のための教育基本施策

教育の目標を踏まえ、以下の9つの施策を設定します。

【施策1】

基礎的・基本的な知識の確実な習得と学力の向上

将来の予測が困難な現代において、これまで以上に必要となる基礎的・基本的な知識、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、自ら考え将来を生き抜く力を育成します。

【施策2】

生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成

人間性や社会性などの豊かな心を育むため、人権教育を推進するとともに、グローバル化の進展等により、これまで以上に互いの人権や文化等を尊重する多様性が求められることから、多様な体験活動や他者との対話等を通じて、他者を思いやる心や人権感覚等を養う取り組みを進めます。

【施策3】

社会の一員としての自覚と規範意識の醸成

あらゆる教育活動を通して、児童生徒一人一人の生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成します。SDGsが求める社会変容に対応できる児童生徒を育成するため、生活環境、自然環境に目を向け、持続可能な社会の実現に向けて、粘り強くあきらめない自主性、自律性を育成するとともに、主体的に行動する意欲や態度を育みます。

夢や志をもって挑戦し続ける力を身に付けることを目指し、様々な主体と協働することにより、実社会とつながるキャリア教育を推進します。

【施策4】

児童生徒の安全確保

児童生徒が安心して学べる学校の安全管理体制の確立は重要な課題です。町ぐるみで子育てを支援する体制を作り、また、登下校の見守りや、スクールバスを活用し児童生徒の安全確保に努めます。

各学校における危機管理体制の確立により、平時からの安全を確保するとともに、大規模災害をはじめ、万が一の事態にも適切な行動が可能となるよう、発達段階に合わせて自分の身を守る力の育成を進めます。

いじめ、不登校といった主体的に取り組むべき課題に加え、虐待やヤングケアラーへの支援等、子どもたちを見守り、必要な支援につなぐ学校の役割りを、行政福祉部門及び教育支援センターとの連携を行い、適切な対応を進めます。

【施策5】

教育の環境や条件の整備

少子化の進行や老朽化する学校施設の現状を踏まえ、令和3年度に策定した「山都町学校規模適正化基本方針」を基に、町の様々な教育課題に対応する義務教育学校の設置を早急に進めます。

国のGIGAスクール構想を基に整備を行ったICT関連機器を効果的に活用した学習活動ができるよう、今後も整備を進めます。

教職員が授業能力の向上を図り、効果的な教育活動を行うことができるよう、働き方改革の推進を進め、勤務時間の適正化を進めます。

健全な心と体を培い豊かな人間性を育む基礎となるよう、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食を自校式給食により充実を図ります。

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育を受けることができる環境を確保します。

【施策6】

地域活動の支援

「地域」は、子どもが、伝統芸能や祭りなど様々な体験や住民等とのふれあいを通して、ふるさとの良さを感じ、主体性や豊かな人間性、社会性を身につける場として期待されています。

全ての子どもが、地域での温かい交流・見守りを通じて、安心して学び、成長していけるよう、地域、家庭、学校、行政が互いに連携・協力して子どもを育てるとともに、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図ります。

【施策7】

スポーツ・文化活動の推進

スポーツや文化活動は、子どもたちが健全な心身をはぐくむための手段であり、豊かな人間性をはぐくむ土台となります。地域や学校でのスポーツ・文化活動に積極的に参加する機会を増やすとともに、子どもたちの才能や関心を引き出す仕組みを構築します。

また、活動を通じて多様な人々との交流を促進し、協調性やコミュニケーション能力を伸ばしていきます。

さらに地域文化の保存・継承を支援し、子どもたちに文化的価値の重要性を理解させることを目指します。

【施策8】

ふるさと意識の向上

ふるさとへの愛着を育むことは、地域の一員としての自覚を高めるとともに、持続可能な未来を築く基盤になります。地域の自然や歴史、文化に触れ、その価値を学ぶプログラムを充実させることで、子どもたちが地域を誇りに思い、生涯を通じて地域社会とかわり続ける姿勢を育てます。

また、地域の課題や可能性を探求する機会を提供し、子どもたちが地域の未来を主体的に考え、行動する力を培うことを重視します。ふるさとを愛する気持ちを持つ次世代の育成を目指します。

【施策9】

人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発の推進においては、「すべての人が平等で尊厳を持つ存在である」という価値観を子どもたちに深く根付かせることが重要です。

特に、部落差別(同和問題)を人権問題の重要な柱と捉え、様々な人権問題の解決のために基本的認識を深め、差別意識の解消に向けた人権教育・人権啓発を推進します。

このような取り組みを通じて、不当な偏見や差別を根絶し、平和で共生する社会の実現に向けた意識を広げます。個人と地域が共に成長し、多様性を強みとする社会づくりを推進します。